

**令和8年度 静岡県の外国人の在留状況に関する調査分析業務委託
公募実施要領**

1 目的

業務を実施するに当たり、企画力、経験及びノウハウ等に優れた事業者へ委託する必要があるため、プロポーザル方式による公募を行い、その候補者を選定する。

2 業務の委託の名称

令和8年度静岡県の外国人の在留状況に関する調査分析業務委託

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

4 契約上限額

13,100,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務の内容

別添「令和8年度静岡県の外国人の在留状況に関する調査分析業務仕様書」のとおり。

6 契約方法

本件契約は、公募型プロポーザル方式による企画提案に基づき最優秀企画提案者を選定し、当該提案者と提案内容に沿って契約内容の協議、調整を行い、随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号該当）を締結する。

7 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品購入等及び一般業務委託に係る入札参加資格において、調査業務の営業種目の競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) この公告の日からプレゼンテーションの日までの間に、静岡県の物品購入等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウからキまでにおいて同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、資材等の購入契約その他の契約を締結している者
- (6) 過去3年間に官公庁の実施する多文化共生施策に関する業務の受託実績があり、仕様書で定めた業務を適正に遂行できること。

8 企画提案のスケジュール

内容	日時
ホームページによる公告開始	令和8年4月17日（金）
参加表明書提出期限	令和8年4月27日（月）正午
参加承認通知	令和8年4月28日（火）
企画提案書提出期限	令和8年5月8日（金）午後5時
プレゼンテーション	令和8年5月14日（木）
選定結果の伝達	令和8年5月15日（金）
契約締結	令和8年5月下旬 予定

9 参加表明等

- (1) 本企画提案へ参加を希望する者は、以下のとおり参加表明書（様式1）及び宣誓書（様式2）を提出すること。

項目	内容
提出期限	令和8年4月27日（月）正午必着
提出方法	メール、持参又は郵送とする
提出先	静岡県企画部多文化共生課
提出部数	1部

- (2) 参加表明後に、やむを得ず参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退書（様式3）を提出すること。

(3) 企画提案に参加する者は、次により応募書類を提出するものとする。

提出期限	令和8年5月8日（金）午後5時必着
提出方法	郵送または持参及びメール
提出先	静岡県企画部多文化共生課（tabunka@pref.shizuoka.lg.jp）
提出書類	①企画提案書（任意様式） ・ 所定の様式（様式4）に記載した内容を網羅したものとする。こと。 ・ A4サイズを原則とし、やむを得ずA4サイズを超える場合は、折り込むこと。 ②見積書及び見積額内訳書 ③会社等の概要が分かるもの
提出部数	①②③各9部（①は冊子にまとめた状態とする）：郵送または持参にて提出 ①②③のデータ：メールにて提出
留意事項	① 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。 ② 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。 ③ 提出された企画提案書について、県から内容についての質問をすることがある。 ④ 提出された企画提案書は返却しない。「参加辞退書」の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。 ⑤ 次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。 ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案 イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案 ウ その他企画提案に関する条件に違反した提案

(4) 質問及び回答

本業務に係る質問については、対面、電話又はメールにて、ホームページ公告後から令和8年4月22日（水）午後5時までの期間に受け付ける。

※対面及び電話の受付は平日午前9時から午後4時まで

(5) プレゼンテーションについては、以下のとおり実施する。

日 時	令和8年5月14日（木）午後を予定
場 所	オンラインにて実施
そ の 他	① 企画提案書に基づき説明すること。 ② 補足資料がある場合は、当日データを用意すること。 ③ 説明者等は2名以内とする。 ④ 説明時間は15分以内とする。 ※所要時間は1参加者につき20分程度（質疑応答を含む）を予定

(6) 説明会

説明会は実施しない。

10 選定方法

静岡県職員及び有識者で構成する「令和8年度静岡県の外国人の在留状況に関する調査分析業務委託選定会議」が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、最優秀企画提案者を選定する。

11 審査結果

審査結果は、参加者全員に文書で通知する。

12 契約の方法

契約に当たっては、提出された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀企画提案者と協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議の上、企画提案の一部の変更及び金額の変更をする場合がある。

13 その他

- (1) 今回の提案に関わる一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 契約手続において使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本円に限る。
- (3) 契約保証金は免除する。
- (4) 契約の締結は、原則県指定の契約書を用いて行う。
- (5) 業務の実施に当たっては、法令、契約書等を遵守し、担当部署と十分連絡調整を図ること。

14 担当部署・問合せ先

静岡県企画部多文化共生課 多文化共生班

所在地 〒420-8601 静岡県静岡市葵区迫手町9-6

電話 054-221-2178

Email tabunka@pref.shizuoka.lg.jp